令和4年度 養父市立関宮学園 いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、学校教育目標「夢や目標を持ち、自ら学び、こころ豊かでたくましい児童生徒の育成」のもと、友だちを認め、大切にする心で共に生きる児童生徒を育成することを目標としている。この度の「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、9月28日施行)の施行及び『「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、重大事態の調査に関するガイドラインの策定』(平成29年3月)に伴い、本校ではこの法律及び方針改定の趣旨を踏まえ、全校児童生徒が安心して学校生活を送り、夢と希望を持って学習活動に取り組めるよう、すべての児童生徒・教職員でいじめを許さない学校づくりをめざすと同時に、いじめ防止に係る体制を整備するものである。

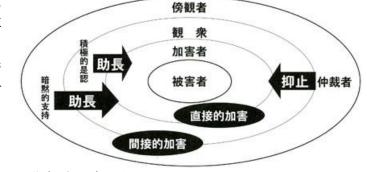
※ 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第二条:文部科学省)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間 関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行 われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない行為であること、また、どの学年・学級でも、どの児童生徒にも起こりうるということ、「いじめ問題」は学校の在り方が問われる問題であり、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であるという基本認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効で丁寧な対応を進める。

- (1) 「いじめはしない、させない、許さ(見過ごさ)ない」という雰囲気をつくる。
- (2) いじめを早期発見し、いじめに関わる情報を共有し、全体で迅速に対応する。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導(気持ちに寄り添い、徹底して守ること) を行う
- (4) いじめを傍観(見過ご)している児童生徒には、自分たちの問題であることを認識させ、人権感覚を磨くと同時に正義感と行動力を育てる。
- (5) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせるなど、指導 を徹底する。
- (6) いじめの4層構造を意識し、関係 者が役割を果たし、一体となった組 織的な取組を行う。



3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

「いじめ」は早期発見、早期対応、早期解決が求められる。

教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、休み時間や昼休み、放課後、児童生徒の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを目指す。

義務教育学校の利点を活かし、前期課程教師が生徒の変化に気づいたり、後期課程教師が児童の 生育歴や実態を知ったりすることなど、変化を敏感に気づくことができる環境づくりを図る。

基本的には、学級担任をはじめ、すべての教員に相談しやすい環境を整えることは勿論、具体的な窓口を決め、早期発見に努める。

「いじめの相談窓口」 教頭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラー(SC)、必要に応じてスクールソーシャルワーカー(SSW)等で構成される「いじめ対策委員会」を組織し、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。(別紙1・2)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起こることから、児童生徒の小さな変化を敏感に察知できるようチェックリスト(別紙3)を参考に観察・点検したり、いじめアンケートや生活アンケート、「いじめ未然防止プログラム」を積極的に活用したりすることで、指導の手立てとし、児童生徒の資質・能力を育む。(※アンケートは5年間保管する。)

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に関する多様な 取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早 期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年 間の指導計画を定める。(別紙4)

4 インターネット等を通じて起こるいじめの対策

インターネット等を通じて起こるいじめについては、次の対策を講じるものとする。

- (1) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
 - ・児童会生徒会活動の一環として、ネット・SNS利用におけるルール策定と啓発
 - ・遵守の呼びかけ、意識付けの推進
- (2) 情報機器を含め、不要物の持ち込みを禁止する。
- (3) 児童生徒が家庭で使用する携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン 等情報機器については、家庭でのルール作りを啓発し、保護者の責任及び監督 下で行われるよう協力を呼びかける。
- (4) 掲示板やSNS等への書き込みや利用等について、人権侵害や被害の危険性について、保護者への啓発活動を繰り返し行う。
- (5) いじめ事案発生時は、教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、速やかいじめの解消や人間関係の修復に努める。
- (6) 被害児童生徒・保護者への支援及び加害児童生徒・保護者への指導を十分に行う とともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。
- (7) 子どもを取りまくネット環境は日々変容しており、それに対応するために継続した研修を計画的に行う。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備(別紙1)

- (1)校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な対応を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動で展開する。
- (2)いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームの中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめの対策を行う。

6 いじめが起こった際の組織的対応の流れ(別紙2)

- (1)いじめを認知した場合は、直ちに管理職に報告し、学校として対応する。
- (2) 校長はいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。
- (3)いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

- (4) いじめを解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等とも連携し心のケアを図る等、引き続き十分な観察、指導をする。
- ※いじめの事案に対して、対応チームにより情報を収集し、時系列で記録に残す。

7 家庭や地域との連携

- (1) PTCA 事業、学校評議員会をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取り組みへの理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。
- (2) 保護者といじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。

8 関係機関との連携

- (1)学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また、状況に応じて、学校支援チームや養父市いじめ防止対策連絡協議会の助言や支援を得る。
- (2) 地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。
- (3) 加害児童生徒のおかれた背景に保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員、児童委員、家庭相談員、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ることも視野に入れて対応する。
- ※定期的に警察官を招いて交通安全教室を開催したり、休業期間前の講話をお願いしたりして、警察官が児童生徒へ直接指導する機会を設け「顔の見える連携」を行う。

9 学校等間の連携協力

こども園や高等学校との連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

10 教職員の研修の充実

- (1)「いじめ未然防止プログラム」及び、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- (2) 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラーや外部機関等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究会等を計画的に実施する。
- (3) 体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にも成り得るため、「NO!体罰」「いじめ対応マニュアル」等を活用した研修を実施する。
- ※初任者等の若い教職員に対しては、校内での 0JT が円滑に実施されるよう配慮する。

11 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) 速やかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難で学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童生徒について、改善が望めず被害児童(児童生徒)の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童生徒の今後について、教育委員会と協議する。

別紙1 日常の指導体制

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】 校長、副校長、教頭、主幹教諭、 児童生徒指導主任、学年主任、学年児童生徒指 導担当、養護教諭、関係学級担任 等 スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、

- 関係職員、民生委員、児童委員等
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮児童生徒への支援方針

未然防止

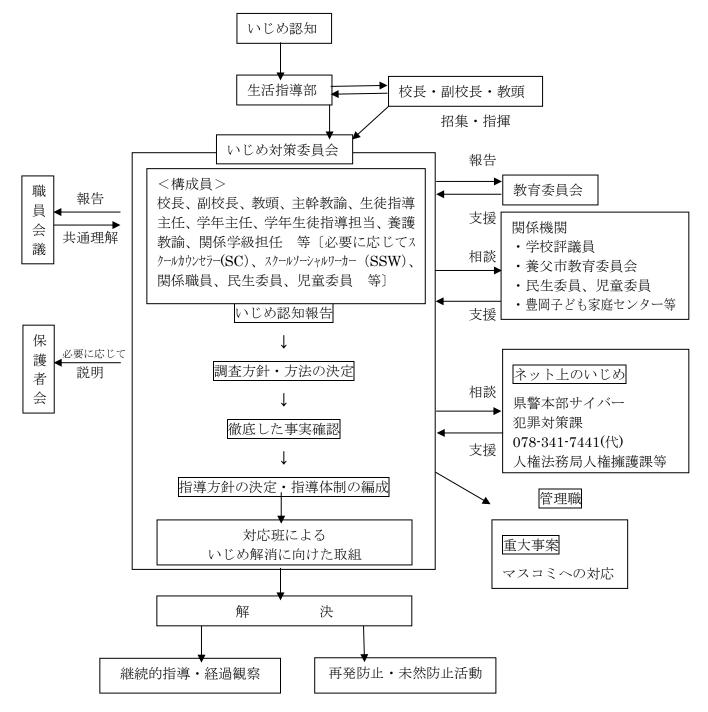
- ■学習指導の充実
- ・学習における規律の徹底
- ・ 学びに向かう集団づくり
- ・主体的・対話的に取り組む授業研究
- ■特別活動の充実
- ・コミュニケーション活動の重視
- ・児童生徒主体による活動の推進(三 大伝統:全力挨拶,全力合唱,全力 清掃)
- ・資源回収、奉仕活動への積極的参加
- ■教育相談の充実
- 面談の定期開催
- ・スクールカウンセラー (SC) との連携
- ■いじめに関する調査研究等の実施
- ・「いじめ未然防止プログラム」の積極 的活用
- ■人権教育の充実
- 人権意識の高揚
- ■道徳教育の充実
- ・実態に即した資料選びと授業研究
- ■情報教育の充実
- ・情報モラル指導の充実
- ・ネット犯罪防止講演会の開催
- ■保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・オープンスクール、公開授業の実施
- ・地域行事への積極的参加

いじめ対策委員会いじめ認知→早期解決

早期発見

- ■情報の収集
- ・教員の観察による気付き
- ・生活ノートの活用
- ・養護教諭からの情報
- ・児童生徒・保護者・地域からの情報
- ・登校時の乗車指導
- 業間及び昼休みの積極交流,観察
- ・アンケートの実施(生活及びいじめ 実態調査,ストレスチェック、SNS利用調査)
- 各種調査の実施
- ・定期的な面談 (児童生徒・保護者)
- ・積極的な家庭訪問等の実施
- ・ 迅速な初期対応
- ■相談体制の確立
- ・相談窓口の設置・周知
- スクールカウンセラー (SC), スクールソーシャルワーカー (SSW)の活用
- ■情報の共有
- 「報告・連絡・相談」の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- 要配慮児童生徒の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底
- ・前期後期合同研修における情報及び 指導共有

別紙2 指導体制



- ■被害者やいじめを知らせてくれた児童生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き 取った内容については周辺児童生徒からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- ■双方の保護者に説明をする。
- ■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

別紙3 早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団 □ 朝いつも誰かの机が曲がっている □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする □ グループ分けをすると特定の子どもが残る □ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある □ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする いじめられている子 ◎日常の行動・表情の様子 □ 下を向いて視線を合わせようとしない □ わざとらしくはしゃいでいる □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる □ 顔色が悪く、元気がない □ 早退や一人で下校することが 増える □ 遅刻・欠席が多くなる □ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする ◎ 授業中・休み時間 □ 発言すると友だちから冷やかされる □ 一人でいることが多い □ 教室へいつも遅れて入ってくる □ 班編成の時に孤立しがちである □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える □ 決められた座席と違う席に座っている ◎ 昼食時 □ 好きな物を他の子どもにあげる □ 他の子どもの机から机を少し離している □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする □ 食べ物にいたずらされる ◎ 清掃時 □ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている □ 一人で離れて掃除をしている ◎ その他 □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする □ 理由もなく成績が突然下がる □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す □ 服に靴の跡がついている □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている □ 手や足にすり傷やあざがある □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない いじめている子 □ 多くのストレスを抱えている □ 家や学校で悪者扱いされていると思っている □ あからさまに、教職員の機嫌をとる □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ □ 教職員によって態度を変える □ 教職員の指導を素直に受け取れない □ グループで行動し、他の子どもに指示を出す □ 他の子どもに対して威嚇する表情をする

□ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう□ 発言の中に差別意識が見られる

□ 教師が近づくと、集団が分散する

□ 教師が近づくと、集団が黙り込む

月	前期課程	前期・後期共通	後期課程
4 月	こまったことないかなアンケート		進級生オリエンテーション
5月	こまったことないかなアンケート		
6月	i-check SNSアンケート(4~6年) こまったことないかなアンケート		i-check SNSアンケート スマイル・ストレスチェック
7月	生活アンケート 子どもを語る会、地区別懇談会	(合同生活指導委員会)	生活アンケート
8月	校区内パトロール	生活指導研修	校区内パトロール
9月	こまったことないかなアンケート		
10月	こまったことないかなアンケート		
11月	こまったことないかなアンケート		スマイル・ストレスチェック
12月	生活アンケート	(合同生活指導委員会)	生活アンケート
1月	こまったことないかなアンケート		
2月	こまったことないかなアンケート		
3月	こまったことないかなアンケート	(合同生活指導委員会)	生活アンケート
通年	生活指導委員会(月1回) 登下校指導	生活指導日誌発行(毎日)	生活指導委員会(月1回) 生徒の情報交換(職員会議) 登下校指導

職員会議等

・生活指導部会は、毎月1回 生徒の情報交換、要配慮生 徒の観察などについて協議 する。

早期発見に向けた取り組み

- 生活アンケート(いじめ実態 調査含む)とあおぞらチェックを実施。
- i-check を行い、そのデータをもとに職員研修を行う。

未然防止に向けた取り組み

- ・いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・前・後期の情報交換をする。
- ・必要に応じて、家庭訪問を行う。
- ・毎朝、登下校立ち番を職員が行う。
- ・定期的に生活指導部会を開催し、情報交換を図る。
- ・職員朝会等で、共通理解を深める。
- ・スクールカウンセラーと連携し、カウンセリング研修を行う。
- ・地域の秋祭りや地蔵祭り、盆踊りや天神講といった行事に積極的に参加する。
- ・公民館と連携して、人権学習を行い、人権映画を鑑賞する。
- ・講師を招いて、情報モラル講演会を実施する。
- ・研修を開催し、前・後期の連携を深める。